

【第8回】

「医療と福祉の間で」～ケアホームみらい1周年にあたり～

医療的なケアというと「吸引」や「注入」といった行為だけがイメージされてしまうかもしれません。平成24年度から法改正により介護職にもこれらの行為が認められるようになりましたが、その背景をもう一度確認したいと思います。

この1年、私はずっと「みらい」にこもって仕事をしているのですが、ありがたいことに、多くの方が見学に来て下さいました。

気管切開をしている高校生は通学していませんでした。先生が自宅に訪問しています。恥ずかしながら、私は先生が訪問するという事を始めて知りました。しかし、その他には、彼に利用できるサービスはほとんどありません。当然ご家族と離れる時間はありません。

卒業後、毎日通う事業所の無い方もいました。そして大変多くの方が同じ様な境遇にあることも知りました。

入院する必要は無いけど、福祉サービスでは対応できない。そうした医療と福祉の間において、すぐにもサービスを必要としていながら、支援の届かない方々が病院にも地域にもたくさんいます。吸引や注入だけでなく導尿や在宅酸素、あるいは人工呼吸器などを必要としている方々がいます。

「介護職員による痰吸引」は、単に吸引や注入が出来るようになったということではないと職場の大先輩はいいます。こうした多くの方々が『命をかけて求め、生きて来た権利のかたちであると認識することが重要なのだと思います』とも。

今回の法改正は“命をかけて求めたかたち”としてはあまりにも小さな一歩と言わざるを得ません。確かに、ほんの少しの時間の見守り程度は出来るかもしれない。でも経鼻経管栄養の挿入状態の確認は看護師、服薬は看護師。これでは看護師の仕事が少し楽になったくらいの意味しかありません。

しかし、残念ながらそう大きなことばかりも言えない現実があります。吸引や注入などを福祉の現場で実施するためには、相応の準備が必要です。たかだか吸引、では決してありません。その吸引に命がかかっていることを受け止める技術と知識と心構えはどうしても必要なことです。もう今までのように国に文句を言っていればすむ訳ではありません。不十分ではあっても法改正がされたのですから。

ボールは私たちにあります。医療行為だけど、医療職が常にいるわけではない。だけど家族は行っている行為。でも福祉職には認められていない行為。医療と福祉が協働で埋めるべき隙間です。私たちが胸を張ってそうした行為を要求できるほどにスキルを身に付け、体制を整えるには時間がかかります。今、長く地道な一歩を踏み出したところです。

医療と福祉の隙間を埋めるということ。そのあまりにも大きすぎるニーズが目の前にあります。私の仕事は二つです。みらいに住む7人がそれぞれの生活を最高に楽しんでもらうためのお手伝い。そして医療と福祉の間にいる方々の許にサービスを届ける為のお手伝い。くさい言い方ですが、そうした“みらい”を仲間とともに一歩ずつ現実にして行くことだと思っています。

吉田 隆俊（ケアホーム“みらい”）

